

財務報告に係る内部統制の基本方針

丸善 CHI ホールディングス株式会社

1. 基本方針

丸善 CHI ホールディングス株式会社及び当社の連結会社（以下併せて「当社グループ」という。）は、『丸善 CHI グループ行動指針』で「公正妥当な会計処理の実施と情報の適正な開示」を掲げ、財務報告の信頼性を確保した透明性の高い企業を目指している。その実現は、投資家・取引先・顧客など企業を取りまくステークスホルダーの要請にとどまらない、より広い企業の社会的責任に基づくものであり、当社グループが事業を継続的かつ安定的に営み存続し、社会的使命を果たしていく上で必要不可欠である。

当社グループは財務報告の信頼性の確保を実現するために、内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価の仕組みを構築し、これを実践する。

2. 内部統制の整備・運用

当社グループは、金融商品取引法に定める内部統制報告制度を、当社グループの基盤強化を目的とした品質向上のための1つの経営課題と位置付け、すべての事業において財務報告に係る内部統制の整備・運用を図る。当社グループは内部統制システムの確立を目的に、規程・業務マニュアルの整備と周知・運用、適切な職務分掌による業務の相互牽制、ITシステム運用の適正な管理を実施するとともに、その構築状況を点検・監視し、発見された課題を改善していくための日常的モニタリング並びに独立的評価の仕組みを構築する。

内部統制の整備・運用に当たっては、業務の効率性・有効性及び財務報告への影響度を検証の上、財務報告の信頼性の確保を脅かすリスクが合理的に低減されるレベルに達するように執り行なう。

3. 内部統制の評価及び内部統制報告書の提出

内部統制の整備・運用の水準は、客観的評価の実施並びに発見された課題の改善によって確立される。金融商品取引法の適用を受ける当社は、内部統制の評価に際して、取締役会の承認に基づく評価範囲において内部統制の有効性を評価するため、まず各部署が整備・運用状況を自己評価し、監査部が独立的立場から、各部署の自己評価内容が適正な評価手続と評価基準に則ったものであることを評価する。これを受けて当社内部統制主管部署は、当社代表取締役社長に対して評価結果を報告する。当社代表取締役社長は、これを総合的に自己評価して内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を取得して内閣総理大臣へ提出する。

なお、内部統制の有効性評価の評価基準日は、当社の事業年度末日とする。

4. 内部統制の整備・運用及び評価の手順

内部統制の整備・運用及び評価の実施細目については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の実施要領」あるいは事業年度ごとに策定する「内部統制の評価に関する基本計画書」に定め、取締役会の承認を得るものとする。

以上

制定 2010年5月1日

改定 2012年5月30日